

令和3年5月10日決裁
令和3年8月17日一部改正
令和3年10月6日一部改正

令和3年度版

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた障害福祉サービス事業者等における指導検査等の実施について

中部広域市町村圏事務組合
広域連携課 障がい福祉指導検査係

1. 趣旨

中部広域市町村圏事務組合(以下、「本組合」という。)が実施する障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)における集団指導及び実地指導(以下、「指導検査等」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の指導検査等が行えない可能性が想定される。

そのため、今年度から本組合にて共同処理する事務とされた指導検査等は、新型コロナウイルス感染症の発生及び国や県における感染拡大防止に係る緊急事態宣言等の状況等を踏まえ、書面検査への切り替え、延期又は中止などの判断基準について次のとおり定めるものとする。

2. 実施方法

本組合広域連携課障がい福祉指導検査係(以下、「指導検査係」という。)では、次のように指導検査等の実施方法とする。また、実地指導を行う場合は、以下3～5の取扱いに基づき、総合的に判断し実地指導の可否を決定する。

	実施方法等
令和3年度の方針	基本的に、実地指導は対象となる事業者にて行う。 但し、国や県における緊急事態宣言の発令中においては、事業者と調整の上、中部広域市町村圏事務組合にて書類等を持ち込みでの書面検査、又は日程の再調整を行い延期とする。しかし、日程調整や施設での新型コロナウイルスの感染状況によりやむを得ず実地指導が困難と判断した場合は中止とする。 また、新型コロナウイルスの感染の拡大が懸念される状況である場合は、時間の短縮又は書面審査により、施設と協議の上実施する。 集団指導は、今年度は中止とする。
実施上の注意点	・マスクの着用や検査前後のアルコール消毒を徹底する。 ・メール等で対応可能な疑義事項については、事前または事後に確認する。

3. 感染予防措置の対象となる事案について(実地指導の中止又は延期の判断基準)
次に掲げる事案がある場合は、実地指導において感染予防措置を行うものとする。

- (1) 対象事業者の関係者(利用者、職員、役員等)において新型コロナウイルス感染者、または、濃厚接触者が発生した場合。
- (2) 指導検査係において新型コロナウイルス感染者が発生した場合、又は濃厚接触者が発生した場合。
- (3) 対象施設が所在する地域において、緊急事態宣言が発令された場合。

4. 感染予防措置にかかる実地指導の取扱い等について

上記3に掲げる事案がある場合は、以下のとおりとする。

- (1) 3(1)の場合は発生から2週間は延期とする。
- (2) 3(2)の場合は発生から2週間は延期とし、再開にあたっては保健所等の基準を参考に行う。
- (3) 3(3)の場合は、実地指導を延期する。
但し、事業者と調整の上、書面検査へ切り替えることもできる。
- (4) 上記(1)から(3)により実地指導を行わなかった場合は、事業者と日程調整をして別日で実施するものとする。
- (5) やむを得ず実地指導を中止した対象施設は、次年度以降に実施する場合もある。
- (6) 実地指導が書面検査へ切り替えとなった場合、現地確認が必要な項目について、追加資料や現地写真等の提出を求めることがある。
- (7) 緊急かつ重大な事案、又は市町村からの要請により、やむを得ず実地指導を実施しなければならない場合は、可能な限り感染予防対策を講じ、安全確保のうえ実地指導を行うものとする。

5. 留意事項について

- (1) 指導検査係において、実地指導の円滑な実施のため、周知期間及び感染予防等の安全確認期間を別途確保する必要があると判断した場合、または、実地指導を予定する施設・事業所において、感染予防措置を目的とした実地指導の延期または書面検査への切り替えの申出があった場合には、双方の協議により判断する。
- (2) その他、不測の事態が生じた場合は、双方の協議により判断する。
- (3) 上記の取扱いについては、今後の動向によって見直しを行う場合がある。